

改

正

案

目次

第一章・第二章（略）

第三章 保険給付

第一節・第二節（略）

第三節 介護給付（第六十一条—第八十三条の八）

第四節 予防給付（第八十四条—第九十七条の四）

第五節（略）

第四章・第九章（略）

附則

現

現

行

目次

第一章・第二章（略）

第三章 保険給付

第一節・第二節（略）

第三節 介護給付（第六十一条—第八十三条の四）

第四節 予防給付（第八十四条—第九十七条の二）

第五節（略）

第四章・第九章（略）

附則

(法第七条第十一項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)
第十一条 法第七条第十一項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者等に必要な日常生活上の世話とする。

(日常生活に要する費用)

第六十一条 法第四十一条第一項並びに第四項第一号及び第二号並びに第四十二条第二項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる居宅サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

- 一 通所介護及び通所リハビリテーション 次に掲げる費用
- イ 食事の提供に要する費用
- ロ おむつ代
- ハ その他通所介護又は通所リハビリテーションにおいて提供

(法第七条第十一項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)
第十一条 法第七条第十一項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる居宅サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。
等に必要な日常生活上の世話とする。

(日常生活に要する費用)

第六十一条 法第四十一条第一項並びに第四項第一号及び第二号並びに第四十二条第二項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる居宅サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

- 一 通所介護及び通所リハビリテーション 次に掲げる費用
- イ 食材料費
- ロ おむつ代
- ハ その他通所介護又は通所リハビリテーションにおいて提供

される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

二 短期入所生活介護及び短期入所療養介護 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ ハイ

理美容代

二 その他短期入所生活介護又は短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 三 四 (略)

(領収証)

第六十五条 指定居宅サービス事業者は、法第四十一条第八項の規定により交付しなければならない領収証に、指定居宅サービスについて居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの及びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

(日常生活に要する費用)

第七十九条 法第四十八条第一項及び第二項並びに第四十九条第二項の厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一 食事の提供に要する費用

(領収証)

第六十五条 指定居宅サービス事業者は、法第四十一条第八項の規定により交付しなければならない領収証に、指定居宅サービスについて居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

(日常生活に要する費用)

第七十九条 法第四十八条第一項及び第二項第一号並びに第四十九条第二項の厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一 食事の提供に要する費用

二|三 居住に要する費用

理美容代

その他指定施設サービス等（法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。以下同じ。）において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適當と認められるもの

一|理美容代

二|その他指定施設サービス等（法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。以下同じ。）において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適當と認められるもの

（法第四十八条第二項第二号の厚生労働省令で定める者）

第七十九条の二 法第四十八条第二項第二号の厚生労働省令で定める者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者とする。

- 一|その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が指定施設サービス等を受ける日の属する年（指定施設サービス等を受ける日の属する月が四月又は五月の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である者
- 二|その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が指定施設サービス等を受ける日の属する月において要保護者（生活保護法）（昭和二十五年法律第二百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて、当該指定施設サービス等に係る標準負担額（法第四十八条第二項第二号に規定する標準負担額をいう。以下同じ。）について減額されたとすれば、保護（生活保護法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの

三|被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をい

う。以下同じ。）

（標準負担額の減額に係る市町村の認定）

第七十九条の三 前条の規定による市町村の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一|前条各号のいずれかに該当する旨
- 二|氏名、性別、生年月日及び住所
- 三|指定施設サービス等を受けている介護保険施設の名称及び所在地

四|前号の介護保険施設に入所し、又は入院した年月日

五|被保険者証の番号

前項の申請書には、同項第一号及び第四号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事實を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第一項の申請は、被保険者証を提示して行うものとする。

市町村は、第一項の申請に基づき、認定を行つたときは、様式第一号の二による認定証（以下「認定証」という。）を、当該認定を行つた要介護被保険者に有効期限を定めて交付しなければならない。

認定を受けた要介護被保険者が、次のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、認定証を市町村に返還しなければならない。

一|前条各号のいずれにも該当しなかつたとき。

二|認定証の有効期限に至つたとき。

第二十八条の規定は、認定証の検認及び更新について準用する

7| 要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 再交付申請の理由

8| 認定証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その認定証を添えなければならぬ。

9| 要介護被保険者は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、直ちに、発見した認定証を市町村に返還しなければならない。

10| 認定を受けた要介護被保険者に係る第二十九条、第三十条及び第三十二条の規定による届書には、当該届出に係る被保険者証に加えて、当該要介護被保険者に係る認定証を添えなければならない。

（認定証の提示）

第七十九条の四 前条第一項の認定を受けた要介護被保険者は、指定施設サービス等を受けようとするときは、介護保険施設に提示する被保険者証に、認定証を添えなければならない。

（標準負担額に関する特例）

第七十九条の五 市町村は、認定証を介護保険施設に提示できなかつたために減額しない標準負担額を支払つた要介護被保険者について、その提示できなかつたことがやむを得ないものと認められる場合に、当該指定施設サービス等について支払つた標準負担額から標準負担額の減額があつたならば支払うべき標準負担額を控除した額に相当する額を施設介護サービス費として支給することができる。

2| 前項の規定による給付を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 1| 氏名及び生年月日
2| 認定証を介護保険施設に提出できなかつた理由
3| 指定施設サービス等を受けた介護保険施設の名称及び所在地
4| 前号の介護保険施設に支払つた標準負担額
5| 第三号の介護保険施設に入所し、又は入院していた期間
6| 被保険者証の番号
7| 前項の申請書には、同項第四号に掲げる費用の額及び標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
4| 第二項の申請は、被保険者証を提示して行うものとする。

（施設介護サービス費の支給が必要と認める場合）

第八十一条 介護保健施設サービス又は介護療養施設サービスを受けようとする要介護者は、法第四十八条第七項において準用する法第四十一条第三項の規定により介護保険施設に提示する被保険者証に、健康手帳を添えなければならない。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りでない。

（被保険者証の提示等）

第八十二条 介護保険施設は、法第四十八条第七項において準用する法第四十一条第八項の規定により交付しなければならない領収書に、その再交付を受けなければならない。

（領収証）

第八十二条 介護保険施設は、法第四十八条第八項において準用する法第四十一条第八項の規定により交付しなければならない領収書に、その再交付を受けなければならない。

一

六頁

証に、指定施設サービス等について要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）から支払を受けた費用の額のうち、法第四十八条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定施設サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した費用の額とする。）に係るもの、食事の提供に要した費用の額及び居住又は滞在（以下「居住等」という。）に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

（高額介護サービス費の支給の申請）

第八十三条の四 高額介護サービス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 （略）

二 当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等（令第二十二条の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）に係る令第二十二条の二第一項第一号に掲げる額

3 前項第二号に掲げる額については、前項の申請書に証拠書類を添付しなければならない。
（略）

証に、指定施設サービス等について要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第四十八条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定施設サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した費用の額とする。）に係るもの、標準負担額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

（高額介護サービス費の支給の申請）

第八十三条の四 高額介護サービス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 （略）

二 当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等（令第二十二条の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）に係る同条第二項第一号に掲げる額

三 当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る令第二十二条の二第二項第二号に掲げる額

4 当該要介護被保険者と同一の世帯に属する当該要介護被保険者以外の要介護被保険者等（法第六十一条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）であつて、同一の月に居宅サービス等を受けたものの氏名、性別及び生年月日並びに被保険者の証の番号

5 前項第三号に掲げる額については、前項の申請書に証拠書類を添付しなければならない。
（略）

（法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者）

第八十三条の五 法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。

一 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービス（法第五十一条の二第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月、五月又は六月の場合については、前年度）分の認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。

二 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が指定施設サービス等を受ける日の属する月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて、当該特定介護サービスに係る特定入所介護サービス費（法第五十一条の二第一項に規定する特定入所介護サービス費をいう。以下同じ。）を支給されたとすれば、保護（生活保護法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの

三 被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をい

（参考）
（法第四十八条第二項第二号の厚生労働省令で定める者）

第七十九条の二 法第四十八条第二項第二号の厚生労働省令で定める者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者とする。

一 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が指定施設サービス等を受ける日の属する年度（指定施設サービス等を受ける日の属する月が四月又は五月の場合においては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない又は市町村の条例で定めるところにおいて当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である者

う。以下同じ。)

う。以下同じ。)

四 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設に入所する者であつて、その属する世帯の構成員の数が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当する者

イ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（当該世帯主

又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。）の特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条

第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。）及

ただし、当該額の計算上所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額は算入しないものとし、当該額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費の見込額に九十分の十を乗じて得た額

（高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。）の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払うこと。

ロ イに規定する世帯主及びすべての世帯員が所有する現金及び預貯金等（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三十一条第二号に規定する預貯金等をいう。）の合計額として市町村長が認定した額が、四百五十万円以下であること。

ハ イに規定する世帯主及びすべての世帯員がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

二 イに規定する世帯主及びすべての世帯員について、災害その他他の特別の事情があると市町村長が認める場合を除き、第一号被保険者があつては保険料の、第二号被保険者があつては医療保険各法の定めるところにより当該者が納付義務又は払込義務を負う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）又は掛金の滞納がないこと。

（特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定）

第八十三条の六 前条の規定による市町村の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする要介護被保険者（法定に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。）

一 前条各号のいずれかに該当する旨

二 氏名、性別、生年月日及び住所

三 指定施設サービス等を受けている場合にあつては、当該指定施設サービス等を受けている介護保険施設の名称及び所在地

四 前号の介護保険施設に入所し、又は入院した年月日

五 被保険者証の番号

（標準負担額の減額に係る市町村の認定）

第七十九条の三 前条の規定による市町村の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする要介護被保険者（法定四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 前条各号のいずれかに該当する旨

二 氏名、性別、生年月日及び住所

三 指定施設サービス等を受けている介護保険施設の名称及び所在地

四 前号の介護保険施設に入所し、又は入院した年月日

五 被保険者証の番号

前項の申請書には、同項第一号及び第四号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第一項の申請は、被保険者証を提示して行うものとする。
市町村は、第一項の申請に基づき、認定を行つたときは、様式第一号の二による認定証（以下「認定証」という。）を、当該認

第六十一条の二第一項に規定する特定入所者支援サービス費を
いう。(以下同じ。)を支給されたとすれば、保護を必要としな
い。

四

(章用)
九十七条の四 第八十三条の六第一項第一号、第二号及び第五号並びに第二項から第十項まで、第八十三条の七並びに第八十三条の八の規定は、特定入所者支援サービス費について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

				第一項	第八十三条の六
及び第十項	第八十三条の六	第五項	第八十三条の六	第二項	第八十三条の六
第七項、第九項	要介護被保険者	前条	要介護被保険者	同項第一号及び第四号	要介護被保険者
					前条
	居宅要支援被保険者	第九十七条の三	居宅要支援被保険者	同項第一号	居宅要支援被保険者
					第九十七条の三

第八十三条の七		第九十七条の四において適用する前条	
第八十三条の八 第一項	特定介護保険施設等 法第五十一条の二第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。以下同じ。)	特定介護サービス 特定居宅サービス事業者	居宅要支援被保険者
居住等	特定居宅サービス事業者	特定居宅サービス事業者	居宅サービス事業者をいう。(以下同じ。)
滞在	特定居宅サービス事業者	特定居宅サービス事業者	居宅サービス事業者をいう。(以下同じ。)
食費の基準費用額(法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額をいう。)	食費の基準費用額(法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額をいう。)	食費の基準費用額(法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額をいう。)	食費の基準費用額(法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額をいう。)
居住費の基準費用額(同項第二号に規定する居住費の基準費用額をいう。)	滞在費の基準費用額(同項第二号に規定する滞在費の基準費用額をいう。)	滞在費の基準費用額(同項第二号に規定する滞在費の基準費用額をいう。)	滞在費の基準費用額(同項第二号に規定する滞在費の基準費用額をいう。)

要介護被保険者

居宅要支援被保険者

食費の負担限度額（同項第一号に規定する食費の負担限度額をいう。第三項において同じ。）	食費の負担限度額（同項第二号に規定する食費の負担限度額をいう。第三項において同じ。）
法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額をいう。第三項において同じ。）	法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額をいう。第三項において同じ。）
居住費の負担限度額（同項第一号に規定する居住費の負担限度額をいう。第三項において同じ。）	滞在費の負担限度額（同項第二号に規定する滞在費の負担限度額をいう。第三項において同じ。）
特定介護保険施設等	特定居宅サービス事業
要介護被保険者	特定入所者支援被保険者
特定介護保険サービス	特定居宅サービス
居住等	滞在
第三号の特定介護保険施設等に居住し、又は滞在していた期間	特定入所者支援サービスを受けた期間

第八十三条の八 第三項	第八十三条の八 第三項
居住費の負担限度額 滞在費の負担限度額	居住費の負担限度額 滞在費の負担限度額

（令第三十条第三号の厚生労働省令で定める事由）

第一百条 令第三十条第二号の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 保険料を滞納している要介護被保険者等（法第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

二～四 （略）

（国民健康保険団体連合会の議決権の特例）

第二百六十条 （略）

国民健康保険団体連合会は、法第七十六条の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条规定による同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、市町村が法第四十一条第十項（法第四十六条第七項（法第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第四十八条第七項及び第五十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により国民健康保険団体連合会に委託する事務について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合を設けた場合には、総会又は代議員の議員を、会員たる保険者（国民健康保険組合を除く。）を代表する者に代えて、当該一部事務組合又は広域連合を代表する者とすることができます。

（令第三十条第三号の厚生労働省令で定める事由）

第一百条 令第三十条第三号の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

二～四 （略）

（国民健康保険団体連合会の議決権の特例）

第二百六十条 （略）

国民健康保険団体連合会は、法第七十六条の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条规定による同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、市町村が法第四十一条第十項（法第四十六条第七項（法第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第四十八条第七項及び第五十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により国民健康保険団体連合会に委託する事務について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合を設けた場合には、総会又は代議員の議員を、会員たる保険者（国民健康保険組合を除く。）を代表する者に代えて、当該一部事務組合又は広域連合を代表する者とすることができます。

第一百七十二条の二 第七十九条の二の規定は、施行法第十三条第四項第二号の厚生労働省令で定める旧措置入所者（同条第一項に規定する旧措置入所者をいう。）について準用する。この場合において、第七十九条の二第一号及び第二号中「指定施設サービス等」とあるのは「指定介護福祉施設サービス」と、同条第二号中「標準負担額」とあるのは「特定標準負担額」と、「法第四十八条第二項第二号」とあるのは「介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条规定第四項第二号」と読み替えるものとする。

第七十九条の三から第七十九条の五までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）」及び「要介護被保険者」とあるのは「介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第三項の規定により要介護被保険者とみなされた旧措置入所者（同条第一項に規定する旧措置入所者をいう。以下同じ。）又は要介護被保険者である旧措置入所者」と、「指定施設サービス等」とあるのは「指定介護福祉施設サービス」と、「介護保険施設」とあるのは「指定介護老人福祉施設」と、「様式第一号の二」とあるのは「様式第一号の三」と、「標準負担額」とあるのは「特定標準負担額」と読み替えるものとする。

（特別養護老人ホームの旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の手続）
第一百七十二条 第八十二条の規定は、施行法第十三条规定第一項に規定する旧措置入所者に係る施設介護サービス費の支給について準用する。この場合において、第八十二条中「介護保険施設」とあるのは「指定介護老人福祉施設」と、「指定施設サービス等」とあるのは「指定介護福祉施設サービス」と、「要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）」とあるのは「居住」と読み替えるものとする。

（施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者）
第一百七十二条の二 第八十三条の五から第八十三条の八までの規定は、施行法第十三条规定第五項に規定する要介護旧措置入所者（同条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。）について準用する。この場合において、第八十二条中「介護保険施設」とあるのは「同法第十三条第三項」と、「居住又は滞在（以下「居住等」という。）」とあるのは「居住」と読み替えるものとする。

（特別養護老人ホームの旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の手続）
第一百七十二条 第八十二条の規定は、施行法第十三条规定第一項に規定する旧措置入所者に係る施設介護サービス費の支給について準用する。この場合において、第八十二条中「介護保険施設」とあるのは「指定介護老人福祉施設」と、「指定施設サービス等」とあるのは「指定介護福祉施設サービス」と、「要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）」とあるのは「標準負担額」とあるのは「特定標準負担額」と読み替えるものとする。

第八十三条の五		法第五十一条の二第一項の	
要介護被保険者	認定を受けている者	要介護旧措置入所者	介護保険法施行法第十 三条第五項の
認定を受けている者（ 短期入所生活介護及び 短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅 介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）			

第八十三条の六		第五項		第四項		第八十三条の六		第一項	
第八十三条の六		第五項		第四項		第八十三条の六		第一項	
第八十三条の八	第一項	第八十三条の七	第七項、第九項 及び第十項	第八十三条の六	第八十三 条の六	前条	要介護被保険者	前条	要介護被保険者
居住等	特定介護保険施設等	特定介護保険施設等(法第五十一条の二第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。以下同じ。)	特定介護サービス	要介護被保険者	要介護被保険者	第一百七十二条の二において準用する前条	要介護旧措置入所者	要介護旧措置入所者	要介護旧措置入所者
居住	指定介護老人福祉施設	指定介護老人福祉施設	指定介護福祉施設サービス	要介護旧措置入所者	要介護旧措置入所者	第一百七十二条の二において準用する前条	要介護旧措置入所者	要介護旧措置入所者	要介護旧措置入所者

食費の基準費用額（法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額をいう。）	居住費の基準費用額（同項第二号に規定する居住費の基準費用額をいう。）	要介護被保険者	要介護被保険者	要介護旧措置入所者
居住費の特定基準費用額（介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定基準費用額をいう。）	居住費の特定基準費用額（同項第二号に規定する居住費の特定基準費用額をいう。）	居住費の特定負担限度額（同項第一号に規定する食費の負担限度額をいう。）	居住費の特定負担限度額（同項第一号に規定する食費の特定負担限度額をいう。）	居住費の特定負担限度額（同項第一号に規定する食費の特定負担限度額をいう。）

第八十三条の八 第三項	第八十三条の八 第二項	要介護被保険者	要介護被保険者	要介護旧措置入所者
居住費の負担限度額	居住費の負担限度額	居住費の負担限度額	居住費の負担限度額	居住費の負担限度額